

定 款

規 程 番 号	基本一A01
制 定	1970年 9月 7日
最近の改正	2020年 6月22日
主 管 部 門	法 務 部

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、NECキャピタルソリューション株式会社と称し、英文では NEC Capital Solutions Limited と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 各種動産等のリース、レンタル、賃貸借、売買(割賦売買含む)、輸出入ならびにその代理・仲介
- (2) 前号の物件の保守管理・運用支援等のサービスに関する業務
- (3) 貸金業、立替払、各種債権の売買、債務の保証・引受け等の金融業務
- (4) 有価証券等の金融商品の保有、運用、売買、管理
- (5) 企業経営に係わる資本・財務、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋
- (6) 金融商品取引法に定める金融商品取引業
- (7) 集金・支払・計算等の業務代行
- (8) 総務・庶務・経理・購買等に関する事務代行
- (9) ICTに係わる資産管理およびクラウド、キッティング等のサービスの提供
- (10) 情報処理・情報提供サービスおよび電気通信事業
- (11) 電子商取引・電子決済・電子マネーに関するサービスの提供
- (12) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (13) 生命保険の募集に関する業務
- (14) 債権の管理事務の代行、債権管理回収業
- (15) 信託業、信託契約代理業および信託受益権販売業
- (16) 特許権・実用新案権・商標権・著作権等の知的財産権の賃貸借・売買ならびにその代理・仲介
- (17) 高度管理医療機器等の賃貸、販売
- (18) 農作物、農業関連製品の生産、加工および販売事業
- (19) 古物売買業
- (20) 不動産の賃貸借・売買・管理およびその代理・仲介ならびに不動産鑑定業
- (21) ファンド・PFI・PPP等の組成、出資、運用および運営
- (22) 倉庫業および運送業

- (23) 発電事業、再生可能エネルギーの供給、売買およびサービスに関する事業
- (24) 前各号に関する事業の仲介・代理・調査およびコンサルティング業務ならびにシステムの開発・販売
- (25) 前各号に関連する出資および投資
- (26) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。

(決議要件)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとにその開会前に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取り締役10名以内を置く。

(選任および解任決議)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

3 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役等)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により取締役会長1名、社長1名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。

2 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第24条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任決議)

第25条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(常勤監査役)

第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第28条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
- 3 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同条項の業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる。

2 当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上